第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第三十九条中「統括指導官一人、」を削る。

第四十二条（見出しを含む。）中「統括指導官、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「統括指導官及び」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とする。

第二百二十九条第一項第三十号中「第五十二条の二第五項」を「第百八十九条第五項」に改め、同項第三十二号を同項第三十三号とし、同項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二十六条第四項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

第二百四十条中「、中国経済産業局」を削り、「北海道経済産業局、関東経済産業局、中部経済産業局、近畿経済産業局」の下に「、中国経済産業局」を加える。

第二百四十八条第一項中「電力事業検査官」を「電力・ガス事業検査官」に改め、同条第二項中「及びガス事業法第五十二条の二第五項」を、「、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十五条の十第五項、ガス事業法第百八十九条第五項、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第四十一条第五項、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号）第三十八条第三項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二十六条第四項」に改める。

第二百五十五条の四の見出し中「海洋資源開発企画官」の下に「及び液化天然ガス企画官」を加え、同条第一項中「一人」の下に「及び液化天然ガス企画官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

3　液化天然ガス企画官は、命を受けて、石油・天然ガス課の所掌事務のうち液化天然ガスの安定的かつ効率的な供給の確保に関する事務に参画する。

第二百五十七条に次の一項を加える。

3　ガス市場整備室に、室長を置く。

第三百二十条の二中「五人」を「六人」に、「三人」を「二人」に改める。

第三百二十七条第三項中「審査第一部」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　審査第一部に置かれる審査監理官のうち三人は、命を受けて、審査長のつかさどる事務のうち発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関するものを、他の一人は、命を受けて、審査長のつかさどる事務のうち意匠の審査に関するものを助ける。

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四、五二五人	
資源エネルギー庁	四五三人	
特許庁	二、七八八人	
中小企業庁	一九七人	
合計	七、九六三人	

（電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則の一部改正）

第三条　電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則（平成二十七年経済産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「第六十六条の十五」を「第六十六条の十六」に改める。

第四条第一号ニの次に次のように加える。

ホ　再生可能エネルギー電気卸供給約款

第四条第二号中「ガスの導管による輸送及び圧力調整」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　ガスの導管による輸送及び圧力調整

ロ　最終保障供給約款

第五条中「小売取引検査官四人」を「小売取引検査官五人」に、「卸取引検査官三人」を「卸取引検査官二人」に改める。

第六条第一項中「上席ネットワーク事業検査官四人」を「上席ネットワーク事業検査官六人」に、「ネットワーク事業検査官五人」を「ネットワーク事業検査官六人」に、「料金専門官三人」を「料金専門官四人」に改め、同条第二項中「及びハ」を「、ハ及びホ」に、「並びに託送供給」を「、託送供給」に改め、「事業の監査、報告徴収及び立入検査に関するもの、託送供給に係る供給条件に関するもの」の下に「並びに第四条第二号ロに掲げるもの」を加える。

第六条第五項中「及びハ」を「、ハ及びホ」に改め、「ガスネットワーク事業監視事務（託送供給に係る供給条件に関するもの」の下に「及び第四条第二号ロに掲げるもの」を加える。

附則第二条中「という。」の下に「及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四十五条の二に規定する監査（附則第四条において「旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査」という。）」を加える。

附則第三条中「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「平成二十七年改正法」という。）」を「平成二十七年改正法」に改め、「（昭和二十九年法律第五十一号）」を削る。

附則第四条中「監査」の下に「及び旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中経済産業省組織規則第三百二十条の二及び三百二十七条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

第二条　改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十九年九月三十日までの間	四、五四五人

○経済産業省令第三十六号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の六第一項の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「第二条第五項」を「第二条第十一項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。